

黒石市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	36,075	16,298,763	337,356	2,200,722	13.5	13.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	249	915,951	77,729	337,420	1,331,100	5,346	5,703

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
独自の給与削減実施済	減額実施期間:平成17年4月1日から平成26年3月31日まで

抑制済又は減額措置の内容

(給料) H25.4.1 ラスパイレス指数94.7 (参考値:87.5)

(H25.4.1～H26.3.31の削減内容)

<職務の級> <削減率>

2級 : 4%

3級 : 5%

4級 : 6%

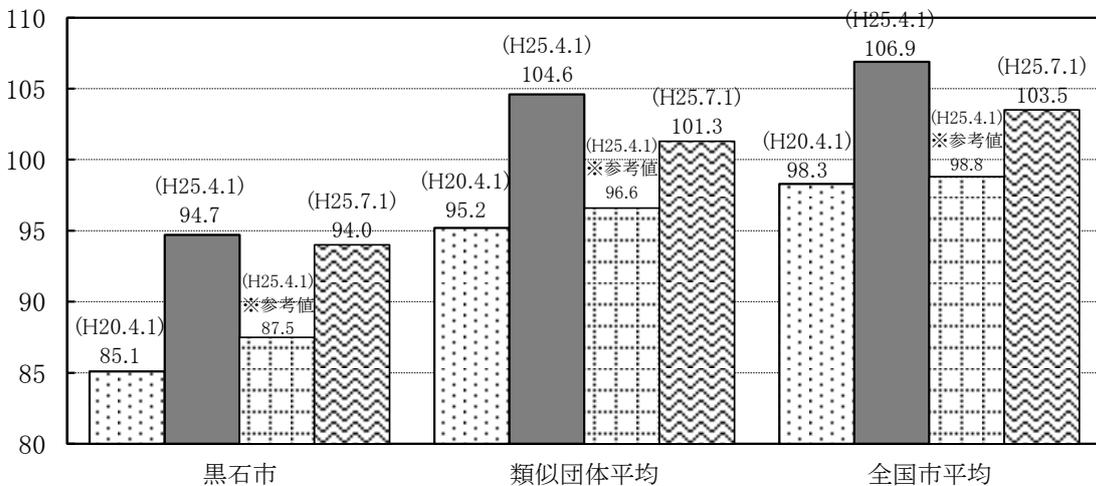
5級 : 7%

6級 : 8%

7級 : 9%

(手当) 期末・勤勉手当の支給月数が、国:3.95に対し、黒石市:3.85で支給

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5)給与改定の状況

黒石市では人事委員会を設置していないため、省略します。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
黒石市	43・10 歳	295,562 円	329,667 円	310,957 円
青森県	43.5 歳	336,200 円	403,863 円	368,898 円
国	43.1 歳	307,220 円	—	376,257 円
類似団体	42.8 歳	322,051 円	372,860 円	347,747 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
黒石市	48.8歳	20人	292,571円	320,528円	314,791円	—	—	—	—
うち用務員	49.1歳	12人	301,314円	326,089円	326,089円	用 務 員	53.7歳	202.7千円	1.61
うち自動車運転手	46.8歳	8人	279,456円	312,188円	297,844円	自家用乗用自動車運転手	56.5歳	255.1千円	1.22
青森県	47.5歳	405人	310,500円	348,775円	335,060円	—	—	—	—
国	49.9歳	3,272人	272,119円	—	309,534円	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	23人	309,919円	334,443円	322,272円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
黒石市	5,174,015円	—	—
うち用務員	5,210,342円	2,809.4千円	1.85
うち自動車運転手	5,123,344円	3,528.6千円	1.45

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22～24年の3年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)

- 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区分	黒石市	青森県	国	
一般行政職	大学卒	165,312(172,200) 円	172,200 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	134,496(140,100) 円	140,100 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	131,712(137,200) 円	137,200 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(25年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	243,400 円	324,200 円	348,900 円	377,600 円
	高校卒	208,000 円	284,900 円	317,900 円	348,200 円
技能労務職	高校卒	197,300 円	252,900 円	287,500 円	311,800 円

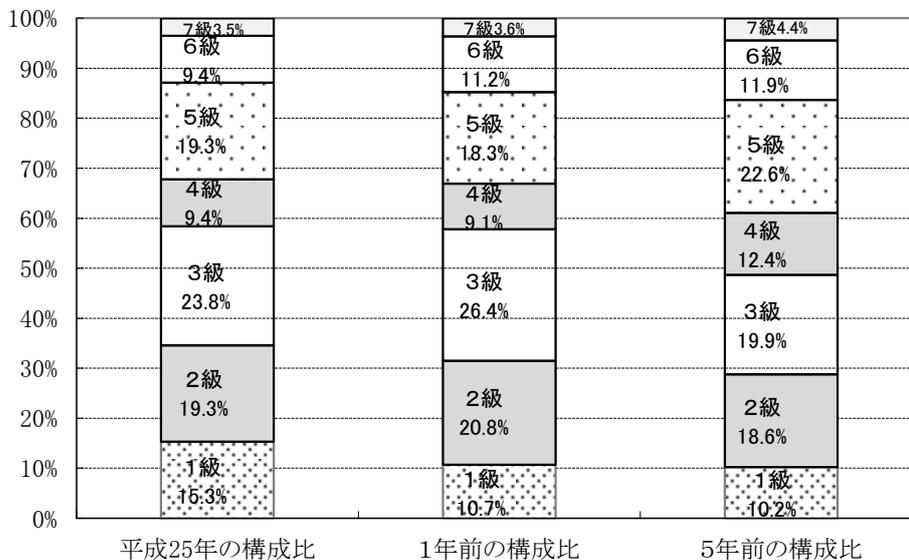
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長・理事	7人	3.5%	366,200円	456,200円
6級	課長・理事・ 参事・ 課長補佐	19人	9.4%	320,600円	422,600円
5級		39人	19.3%	289,200円	400,600円
4級	課長補佐・ 主幹	19人	9.4%	261,900円	388,300円
3級	係長・ 主査	48人	23.8%	222,900円	354,700円
2級	主事	39人	19.3%	185,800円	307,800円
1級		31人	15.3%	135,600円	243,700円

(注)1 黒石市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績への反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

毎年1回全職員に対して勤務成績の評定を実施しているが、目標設定及び業務評価等については実施しておらず、能力評価・実績評価に基づく給与制度に対応させるための「新たな人事評価制度」を構築するための施行および検討を進めていく。

2 昇給への勤務成績の反映状況

既存の勤務成績の評定結果に基づき、「普通」より劣るものについてのみ、反映している。「普通」より優るものについては、新たな人事評価制度の構築により適切な評価ができるようになれば実施していく。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

黒石市	青森県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,355 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,547 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～20%) ・管理職加算(10～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～20%) ・管理職加算(10～25%)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

- 勤務実績の評定の実施状況
毎年1回全職員に対して勤務実績の評定を実施しているが、目標設定及び業務評価等については実施しておらず、能力評価・実績評価に基づく給与制度に対応させるための「新たな人事評価制度」を構築するための施行および検討を進めていく。
- 勤勉手当への勤務実績の反映状況
既存の勤務実績の評定結果に基づき、「普通」より劣るものについてのみ、反映している。「普通」より優るものについては、新たな人事評価制度の構築により適切な評価ができるようになれば実施していく。

(2) 退職手当(25年4月1日現在)

黒石市	国
計算式 基本額+調整額 基本額 退職日の基本給月額×退職理由別・勤続年数別支給率 (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分 勤続25年 32.83 月分 38.955 月分 勤続35年 46.55 月分 55.86 月分 最高限度額 55.86 月分 55.86 月分 (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) 調整額 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0～41,700)円×60ヵ月 自己都合 勸奨・定年 1人当たり平均支給額 5,735 千円 23,282 千円	計算式 基本額+調整額 基本額 退職日の基本給月額×退職理由別・勤続年数別支給率 (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分 勤続25年 32.83 月分 38.955 月分 勤続35年 46.55 月分 55.86 月分 最高限度額 55.86 月分 55.86 月分 (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) 調整額 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0～79,200)円×60ヵ月

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(25年4月1日現在)

支給実績	—	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額	—	円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
なし	%	人	%

(4) 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績 (24年度決算)			134,358 千円
黒石病院	医師	96,895 千円	
	医師以外の医療職	37,463 千円	
	その他の職員	0 千円	
支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)			624,919 円
黒石病院	医師	4,614,024 円	
	医師以外の医療職	193,108 円	
	その他の職員	0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)			41.8 %
手当の種類(手当数)			5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する 支給単価
診療手当	常時勤務する医師	診療業務		85,502千円	月額200,000～300,000円 学位取得者には1,000円加算
危険手当	診療放射線科に勤務する技師 臨床検査科に勤務する技師 看護師及び准看護師	X線その他放射線を照射する作業に従事したとき		1,216千円	技師 230円/日
		ウイルス等の有害物を取り扱う検査に従事したとき			技師 230円/日
		X線その他の放射線を人体に照射する作業を補助する作業に従事したとき			100円/日
夜間看護手当	助産師・看護師・准看護師	午後10時から翌日の午前5時までの間において行われる看護等の業務に従事したとき	4時間以上	33,644千円	3,300円/回
			4時間未満 2時間以上		2,900円/回
			2時間未満		2,000円/回
夜間・休日呼出手当	医師及び医療局、看護局に属する管理職員	午後6時から翌日の午前7時までの間及び休日に呼出を受けて診療に従事したとき	1時間未満の場合	9,717千円	医師 2,000円/日 医療局及び看護局に属する管理職員 1,000円/日
			1時間以上の場合		医師 1,500円/時加算 医療局及び看護局に属する管理職員 750円/時加算
待機手当	産婦人科に勤務する医師	休日に待機を命ぜられたとき	勤務を要する日の退庁時から翌日の始業時まで に相当する時間	4,279千円	10,000円/回
			勤務を要する日の正規の勤務時間に 相当する時間		10,000円/回
			土曜日の退庁時から翌日の始業 時までの時間		15,000円/回
	臨床検査技師・診療放射線技師・看護師及び准看護師	休日に待機を命ぜられたとき	勤務を要する日の正規の勤務時間 に相当する時間		2,000円/日
勤務を要する日の正規の勤務時間 のうち午後の時間			1,000円/半日		

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	43,073 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	170 千円
支給実績(23年度決算)	44,739 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	173 千円

(6) その他の手当(25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同	—	31,816 千円	230,548 円		
	配偶者					13,000 円	
	配偶者以外					1人目 配偶者無	11,000 円
						配偶者有	6,500 円
	2人目以上					6,500 円	
満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子に加算となる金額 1人につき	5,000 円						
通勤手当	通勤のため自動車やバス、電車などの交通機関を利用している職員に支給	同	—	5,195 千円	45,572 円		
	交通機関利用の場合実費 最高限度額					55,000 円	
	自動車等利用者					片道2km以上	2,000 円
片道60km以上		24,500 円					
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員、又は自宅に居住する世帯主である職員に支給	同	—	7,614 千円	237,922 円		
	借家(借間)の場合の支給 限度額					27,000 円	
宿日直手当	黒石病院に勤務する職員 宿直勤務又は日直勤務をした場合、勤務1回につき 2,450~30,000円を支給	異	単価	21,354 千円	464,224 円		
	上に掲げるもの以外の職員 宿直勤務又は日直勤務をした場合、勤務1回につき 2,100~4,200円を支給	同	単価	0 千円	0 円		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	—	—	2,388 千円	88,444 円		
	部長級 8,000円						
	課長級 5,000円						
黒石病院医療局及び看護局に勤務する職員 8,000~110,000円							
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に支給	同	—	32,116 千円	63,596 円		
	基準日における世帯等の区分					世帯主 扶養親族あり	17,800 円
						扶養親族なし	10,200 円
その他の職員	7,360 円						

5 特別職の報酬等の状況(25年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	595,000 円 (850,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 989,000 円 / 259,000 円	
	副 市 長	483,000 円 (690,000 円)	816,000 円 / 483,000 円	
報 酬	議 長	393,300 円 (414,000 円)	545,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長	362,900 円 (382,000 円)	474,000 円 / 200,000 円	
	議 員	327,750 円 (345,000 円)	450,000 円 / 180,000 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(24年度支給割合) 2.85 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合) 2.85 月分		
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×45.5/100	(1期の手当額) 12,994,800円	(支給時期) 任期毎 任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

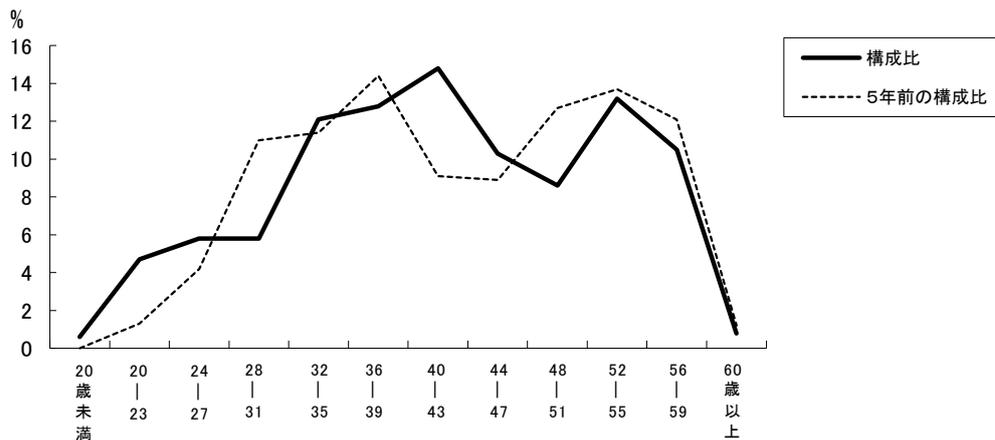
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	
		総務企画	70	73	3	消防団系の増設、県実務研修に派遣
		税務	30	30	0	
		民生	31	31	0	
		衛生	17	15	△ 2	火葬場の指定管理
		労働	1	1	0	
		農林水産	20	20	0	
		商工	7	7	0	
	土木	19	21	2	建築業務の増	
		計	200	203	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.27 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 71.57 人)
	教育部門	49	47	△ 2	事務の統廃合縮小、退職者不補充	
	小 計	249	250	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.30 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 94.00 人)	
公営 企会 業計 等部 門	病院	229	228	△ 1	欠員不補充	
	水道	10	10	0		
	下水道	3	3	0		
	その他	23	23	0		
	小 計	265	264	△ 1		
合 計		514	514	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 142.48 人	
		[611]	[611]	[0]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(25年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	4人	25人	39人	31人	56人	68人	67人	64人	44人	65人	49人	2人	514人

(3) 職員数の推移

年度 部門別	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	206	206	202	201	200	203	△ 3 (△ 1.5)
教育	61	57	54	54	49	47	△ 14 (△ 23.0)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	267	263	256	255	249	250	△ 17 (△ 6.4)
公営企業等会計計	252	259	262	267	265	264	12 (4.8)
総合計	519	522	518	522	514	514	△ 5 (△ 1.0)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。